

第9期介護保険事業計画期間 介護保険料段階表

第8期					第9期								上昇幅(対第8期)		
段階	保険料段階区分	料率	月額換算	年額(C)	段階	保険料段階区分	国基準料率	第9期市保険料率	第8期市保険料率	第8期比の料率の増減	月額換算	年額(条例で定める保険料額)	上昇額(月額)	上昇(年額)(A)	上昇率(A)/(C)
1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の者 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	0.30 (0.45)	1,650円	19,800円 (29,700)	1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が住民税非課税の者 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	0.285 (0.455)	0.285 (0.455)	0.30 (0.45)	-0.015	1,667円	20,007円 (31,941)	17円	207円	1.0%
2	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の者	0.50 (0.7)	2,750円	33,000円 (46,200)	2	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の者	0.485 (0.685)	0.485 (0.685)	0.50 (0.7)	-0.015	2,837円	34,047円 (48,087)	87円	1,047円	3.2%
3	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1・第2段階対象外の者	0.70 (0.75)	3,850円	46,200円 (49,500)	3	本人及び世帯全員が住民税非課税で、第1・第2段階対象外の者	0.685 (0.69)	0.685 (0.69)	0.70 (0.75)	-0.015	4,007円	48,087円 (48,438)	157円	1,887円	4.1%
4	本人が住民税非課税、世帯内に住民税課税者がある場合で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	0.83	4,565円	54,780円	4	本人が住民税非課税、世帯内に住民税課税者がある場合で本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	0.90	0.83	0.83	0.000	4,855円	58,266円	291円	3,486円	6.4%
5 (基準額)	本人が住民税非課税、世帯内に住民税課税者がある場合で第4段階対象外の者(本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者)	1.00	5,500円	66,000円	5 (基準額)	本人が住民税非課税、世帯内に住民税課税者がある場合で第4段階対象外の者(本人の公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者)	1.00	1.00	1.00	0.000	5,850円	70,200円	350円	4,200円	6.4%
6	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者	1.16	6,380円	76,560円	6	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者	1.20	1.18	1.16	0.020	6,903円	82,836円	523円	6,276円	8.2%
7	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円未満の者	1.21	6,655円	79,860円	7	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円未満の者	1.30	1.25	1.21	0.040	7,312円	87,750円	658円	7,890円	9.9%
8	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円未満の者	1.50	8,250円	99,000円	8	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円未満の者	1.50	1.55	1.50	0.050	9,067円	108,810円	818円	9,810円	9.9%
9	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円未満の者	1.75	9,625円	115,500円	9	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円未満の者	1.70	1.80	1.75	0.050	10,530円	126,360円	905円	10,860円	9.4%
					10	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円未満の者	1.90	1.85		0.100	10,822円	129,870円	1,198円	14,370円	12.4%
10	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円未満の者	2.10	11,550円	138,600円	11	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円未満の者	2.10	2.30	2.10	0.200	13,455円	161,460円	1,905円	22,860円	16.5%
					12	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円未満の者	2.30	2.40		0.300	14,040円	168,480円	2,490円	29,880円	21.6%
11	本人が住民税課税で、合計所得金額が1000万円未満の者	2.30	12,650円	151,800円	13	本人が住民税課税で、合計所得金額が1,000万円未満の者	2.40	2.65	2.30	0.350	15,502円	186,030円	2,853円	34,230円	22.5%
12	本人が住民税課税で、合計所得金額が1000万円以上の者	2.50	13,750円	165,000円	14	本人が住民税課税で、合計所得金額が1500万円未満の者	-	2.88	2.50	0.380	16,848円	202,176円	3,098円	37,176円	22.5%
					15	本人が住民税課税で、合計所得金額が1500万円以上の者	-	2.90		0.400	16,965円	203,580円	3,215円	38,580円	23.4%

は国標準からの変更箇所